

令和8年度清掃業務委託請負契約書（案）

支出負担行為担当官 岡山労働局総務部長 ●●●● を甲とし、○○○○ を乙とし、第1条で甲が指定する建物の清掃業務に關し、次のとおり委託請負契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 甲は下記建物が安全かつ衛生的で快適な利用により適正な環境維持をするための清掃業務を乙に委託し、乙はこれを請け負い誠実に履行する。

（1）名称 令和8年度清掃業務委託（岡山県北部地区）

（2）所在地 別紙1、2「履行場所一覧表（岡山県北部地区）」のとおり

（契約期間）

第2条 契約の期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間とする。

（契約の内容）

第3条 契約の対象となる建物に係る清掃業務の区分は、日常清掃業務及び特別清掃業務とする。

2 上記建物に係る清掃業務の範囲及び内容は、甲の注文に基づく清掃業務仕様書（以下「仕様書」という。）に定める。

3 甲は乙に対し、この契約の履行に必要な権限を与えるものとする。

（契約金額）

第4条 この契約に基づく契約金額は、 円（うち消費税 円）とする。

2 乙は当該契約金額のうち日常清掃業務に係る契約金額の 円の12分の1に相当する 円（うち消費税 円）を毎月作業完了後、翌月10日までに官署支出官 岡山労働局長あてに請求することとする。なお、1円未満の端数が生じる場合にはこれを最終月にまとめることとする。

3 乙は当該契約金額のうち特別清掃業務に係る契約金額の 円（うち消費税 円）のうち、別紙3「特別清掃業務金額内訳表」に掲げる金額を当該清掃業務完了後、翌月10日までに官署支出官 岡山労働局長あてに請求することとする。なお、第2項の請求とは別葉にして請求すること。

4 官署支出官 岡山労働局長は乙からの適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとし、支払方法は口座振込とする。

5 経済情勢の変化のため物価、賃金等に著しく変動が生じた場合又は契約業務内容の変更、その他契約金額の変更を必要とする事由が生じた場合は、契約期間中であっても、甲乙協議の上、契約金額を改定することができる。

6 甲の注文により乙が仕様書に定めのない業務を行った場合は、第2項に準じて別途に精算するものとする。

（遅延利息）

第5条 官署支出官 岡山労働局長は、前条第4項の約定期間に支払を行わない場合には、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、昭和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を

定める件」に定める率により計算して得られた額（百円未満切捨）を遅延利息として支払うものとする。

（契約保証金の免除）

第6条 甲はこの契約の保証金を免除するものとする。

（労働法上の責任）

第7条 乙は乙の従業員に対する雇用者及び使用者として、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、職業安定法、最低賃金法その他法令上の全ての責任を負うものとする。

- 2 乙は甲の所有又は占有に係る建物施設等が、乙の従業員に対し安全上又は衛生上の危険若しくは有害のおそれが発見されたときは、甲に対し直ちにその旨を申し出るとともに、甲はその申し出に速やかに措置をとり又は乙が措置することを認めるものとする。
- 3 前項の場合、乙はその安全が確認されるまで、甲に対し契約義務の履行を拒否することができる。この場合においても甲は第4条の契約金額の支払義務を免れないものとする。

（契約業務の履行）

第8条 乙はこの契約の履行にあたり、関係諸法令及び諸規則を遵守し、仕様書に定める範囲及び内容を誠実かつ善良なる管理者の注意義務をもって履行しなければならない。

- 2 乙は契約期間中に最低賃金法の改定によって、当該委託業務の履行確保に支障が生ずることのないよう十分配慮するものとする。

（現場責任者）

第9条 乙は契約業務の履行にあたり、乙を代理する現場責任者を選任して、以下の管理監督を行うものとする。

（ア）当該現場における乙の従業員に対する労務管理

（イ）契約業務の履行に係る指揮監督

（ウ）契約業務に関する甲との業務連絡及び調整

- 2 甲は契約業務の履行に関する注文者としての注文・指図等を、乙が選任した前項の責任者に対して行い、乙の従業員に対し直接これを行わないものとする。

（検査）

第10条 乙は清掃業務終了後、甲又は甲の指定する検査職員による検査を受けなければならない。

- 2 乙は前項の検査の結果、不適正であると検査職員が認めたときは、直ちに必要な措置を講じ、再度検査を受けなければならない。

（計画・報告）

第11条 乙は仕様書に基づき契約業務に関する実施計画を策定し、計画的に業務を履行するものとする。但し、甲において実施計画に異議があるときは甲乙協議する。

- 2 乙は必要に応じて、業務の履行状況を速やかに甲に報告するものとする。

3 乙が建物躯体等に損害或いは不良の箇所を発見したときは、乙はその報告を甲に速やかに報告しなければならない。

- 4 以上その他、甲は何時に対し契約業務の履行状況について報告を求めることができる。

(用水・光熱の提供)

- 第12条 甲は契約業務の履行のため乙が必要とする適切な用水・光熱等を乙に供給するものとする。但し、費用の負担については甲乙協議してこれを定めるものとする。
- 2 乙は甲より提供を受けた物品等については、善良なる注意をもって使用しなければならない。

(清掃器具類・使用洗剤・薬品等)

- 第13条 契約業務の履行にあたって乙が常時使用する清掃器具類等・使用洗剤・薬品類は建物に附属する特殊な機器・器具類等を除き乙の負担とする。但し、消耗品の中で、甲の負担とするものについては仕様書に定めるものとする。

(損害賠償の責任)

- 第14条 契約業務の履行中、乙又は乙の従業員の責に帰すべき事由により、甲若しくは第三者に与えた損害に対し、乙は法律上の賠償責任を負い、その賠償額については甲乙協議の上これを定める。但し、やむを得ない事情が認められるときは、乙は賠償責任を負わないものとする。
- 2 この賠償責任に対し、乙が賠償責任保険を付保する場合、その保険金額の限度を甲と協議することができる。

(社会紛争及び天災)

- 第15条 騒擾、交通機関の労働争議等の社会紛争、若しくは地震、風水害等の天災等乙の責に帰さない事由により、乙の契約業務の履行が不可能となった場合、乙は甲が被る損害についてはその責を負わないものとする。

(規律維持)

- 第16条 乙は契約業務に従事する自己の従業員に対する管理上の責任を負い、服務規律を維持して秩序ある業務を行うものとする。
- 2 乙は自ら定める制服並びに胸部に社名及び氏名入りの名札を着用させ、乙の従業員であることを明確にする。但し、甲の承諾を得たものについては、この限りではない。

(守秘義務)

- 第17条 甲及び乙は契約業務の履行を通じて知り得た相互の秘密を第三者に漏らしてはならない。乙は契約業務の履行にあたる従業員についても同様の義務を負いその責を免れない。

(再委託)

- 第18条 乙は、委託業務の全部を第三者（乙の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。但し、契約金額に占める再委託契約金額の割合が2分の1未満である場合に限り、業務の一部を再委託することができる。
- 2 乙は、再委託する場合には、様式1により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。但し、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。
- 3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。

4 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

(再委託先の変更)

第19条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が第18条第2項但し書に該当する場合を除き、様式2の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(履行体制)

第20条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した様式3の履行体制図を甲に提出しなければならない。

2 乙は、様式3の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式4により履行体制図変更届出書を甲に届け出なければならない。但し、次の各号のいずれかに該当する場合については、届出を要しない。

(1) 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合

(2) 事業参加者の住所の変更のみの場合

(3) 契約金額の変更のみの場合

3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(契約の解除)

第21条 甲は、いつでも自己の都合によって、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合に乙は、契約金額の100分の10に相当する金額を、違約金として甲の指定する期間内に国庫に納付しなければならない。なお、第2号から第4号に該当すると認められるときは、何らの催告を要しない。

(1) 乙の都合により、乙が甲に対して本契約の解除を請求し、甲がそれを承認したとき

(2) 乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき

(3) 乙がこの契約に違反したとき又は契約の履行が不完全であると甲が認めたとき

(4) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき

3 甲は、乙について民法第542条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

4 甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る甲又は乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。

(損害賠償)

第22条 乙は、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して甲に損害を与えたときは、甲に対し、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、この契約の履行に着手後、前条第1項による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

3 甲は、前項の請求を受けたときは、甲が適当と認めた金額に限り、損害を賠償するものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第23条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第24条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第25条 乙が本契約書にて規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第26条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第27条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第28条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第29条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

- 第30条 甲は、第21条第2項、同条第3項、第26条、第27条、第29条第2項及び第33条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 2 乙は、甲が第21条第2項、同条第3項、第26条、第27条、第29条第2項及び第33条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

- 第31条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

- 第32条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

- 第33条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき
- (2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき
- (3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかつたことが判明したとき
- 2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

- 第34条 第33条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(契約の内容に適合しない場合の措置)

- 第35条 甲は、第10条第1項に規定する検査に合格した納入後において、当該納入が契約の内容に適合していないこと(以下「契約不適合」という。)を知った時から1年以内に(数量又は権利の不適合については期間制限なく)その旨を乙に通知した場合

は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第2号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。

- (1) 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品との引換え、不足分の引き渡しを行うこと
 - (2) 直ちに代金の減額を行うこと
- 2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。
- 3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかつた場合、又は契約不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適用するものとする。

(管轄裁判所)

第36条 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については岡山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議事項)

第37条 この契約を定めた事項及びそれ以外の事項について疑義が生じた場合には、甲乙双方誠意をもって協議の上処理する。

(存続条項)

第38条 本契約の効力が消滅した場合であつても、第5条、第17条、第21条第2項、第22条、第24条、第25条、第28条、第30条、第34条、第35条、第36条、第37条及び本条はなお有効に存続するものとする。

以上の契約の証としてこの証書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、甲乙それぞれ1通を保有する。

令和8年 月 日

甲： 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎
支出負担行為担当官
岡山労働局総務部長

●●●●

乙：

○○○○

様式 1

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

岡山労働局総務部長 殿

名称

代表者氏名

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 委託する相手方の商号又は名称及び住所
2. 委託する相手方の業務の範囲
3. 委託を行う合理的理由
4. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

様式 2

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

岡山労働局総務部長 殿

名称

代表者氏名

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

様式 3

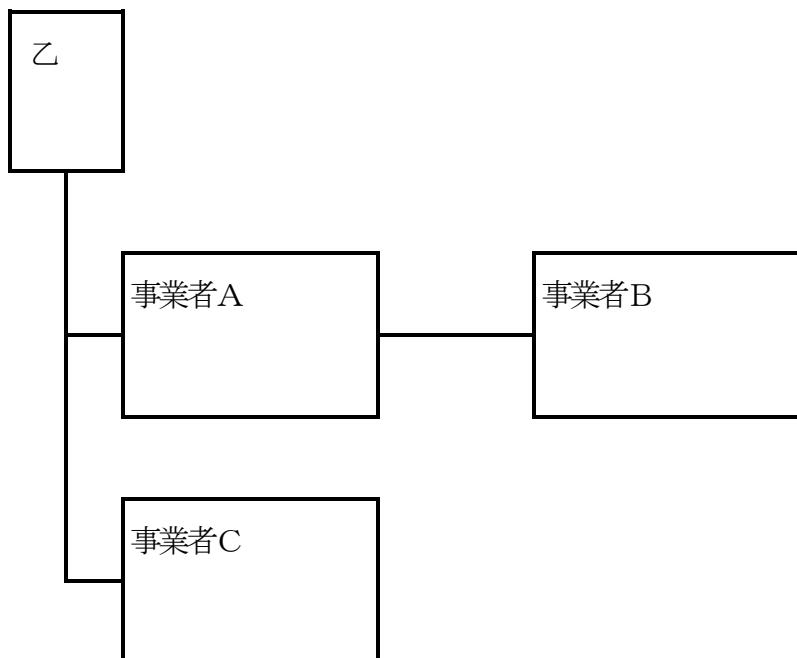
履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業名及び住所
- ・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A	岡山市〇〇区・・・	円	
B			



様式 4

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

岡山労働局総務部長 殿

名称

代表者氏名

履行体制図変更届出書

契約書第 20 条の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

記

1. 契約件名（契約締結時の日付番号も記載のこと。）
2. 変更の内容
3. 変更後の体制図

履行場所一覧表(岡山県北部地区)

官署名	住所	電話番号	面積	エレベータ	階
新見労働基準監督署	新見市新見811-1	0867-72-1136	439m ²	無	2
津山公共職業安定所 美作出張所	美作市林野67-2	0868-72-1351	558m ²	無	2
高梁公共職業安定所	高梁市段町1004-13	0866-22-2291	525m ²	無	2
高梁公共職業安定所 新見出張所	新見市高尾2379-1	0867-72-3151	360m ²	無	2
津山労働総合庁舎	津山市山下9-6	0868-22-7157 0868-22-8341(※)	1446m ²	無	2
(津山労働基準監督署)					
(津山公共職業安定所)					

※労働総合庁舎については、安定所担当者(※連絡先)が庁舎管理責任者とする。

履行場所一覧表(北部:植栽・花壇の剪定、刈込等用)

(別紙2)

No.	官署名	住所	可能曜日	作業内容、種類、数量
1	津山労働総合庁舎 津山労働基準監督署 津山公共職業安定所	津山市山下9-6	土・日祝	高さ1m未満のサツキ(植込み約133m ²)の刈込 高さ1m未満のツゲ(植込み約44m ²)の刈込 注)除草剤の散布、害虫駆除の薬剤散布(約177m ²) * 作業場所の雑草類の刈り取り等
2	新見労働基準監督署	新見市新見811-1	土・日祝 (*相談により平日でも可)	高さ1m未満のマメツゲ(植込み約16m ²)の刈込 注)除草剤の散布、害虫駆除の薬剤散布(約44m ²) * 作業場所の雑草類の刈り取り等
3	津山公共職業安定所 美作出張所	美作市林野67-2	土・日祝	3~5m程度の桜2本の剪定 高さ2m未満の植込み(種類不明)13本の手入れ 注)除草剤の散布、害虫駆除の薬剤散布(約35m ²) * 作業場所の雑草類の刈り取り等
4	高梁公共職業安定所	高梁市段町1004-13	土・日祝	3~5m程度の樹木(トウネズミモチ)10本の剪定 2m程度の低木(コブシ・トウネズミモチ・ツバキ・カラカシ)7本の剪定 高さ1m未満のアベリア(植込み・計4カ所約15m ²)の刈込 芝生(2カ所・計約20m ²)の刈込 注)除草剤の散布、害虫駆除の薬剤散布(約180m ²) * 作業場所の雑草類の刈り取り等

注)作業内容のうち除草剤、害虫駆除の薬剤散布については、状況に応じた薬剤を散布することとし、実施日は各官署担当者と調整すること。

※樹木の高さは目視であり、作業実施日における高さの確約ではなく、当該作業が達成されるよう樹木の成長を想定し、見積ること。(面積についても概ねの数値であり、必要な場合は現地確認も可能であること)

※各官署とも、剪定に付随する除草(抜取)を行うこと。

※各官署とも、各官署担当者の要望がある場合は樹木等を切り詰めること。その際には、専門的見地から助言を行ったうえで実施すること。

※北部地区のうち、高梁公共職業安定所新見出張所は植栽・花壇を有しない。

(別紙3)

特別清掃業務金額内訳表

官署名	契約金額（植栽管理以外）	契約金額（植栽管理分）
新見労働基準監督署	円	円
美作出張所	円	円
高梁公共職業安定所	円	円
新見出張所	円	円
津山労働総合庁舎	円	円

※上記金額は日常清掃業務に係る請求書とは別葉にして請求すること。